

第2章 基本事項

1 計画策定の目的

本計画は、国民皆保険を維持し県民の適切な医療の確保を図る観点から、県が市町村、医療関係者、保険者協議会等と広く連携して、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。6年間を一期とする計画期間において達成すべき目標と医療費適正化に関する分野別目標及び施策等を定めます。

2 計画策定の根拠

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づく、「都道府県医療費適正化計画」として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

4 「国民健康保険の県単位化」や「奈良県地域医療構想」の取組等との関係

医療費適正化計画の策定は、国の社会保障改革の一環であり、国保の県単位化や地域医療構想の取組と一体的に取り組む必要があるほか、関連する計画との調和を図ることが求められます。

(1)「国民健康保険の県単位化」の取組との調和

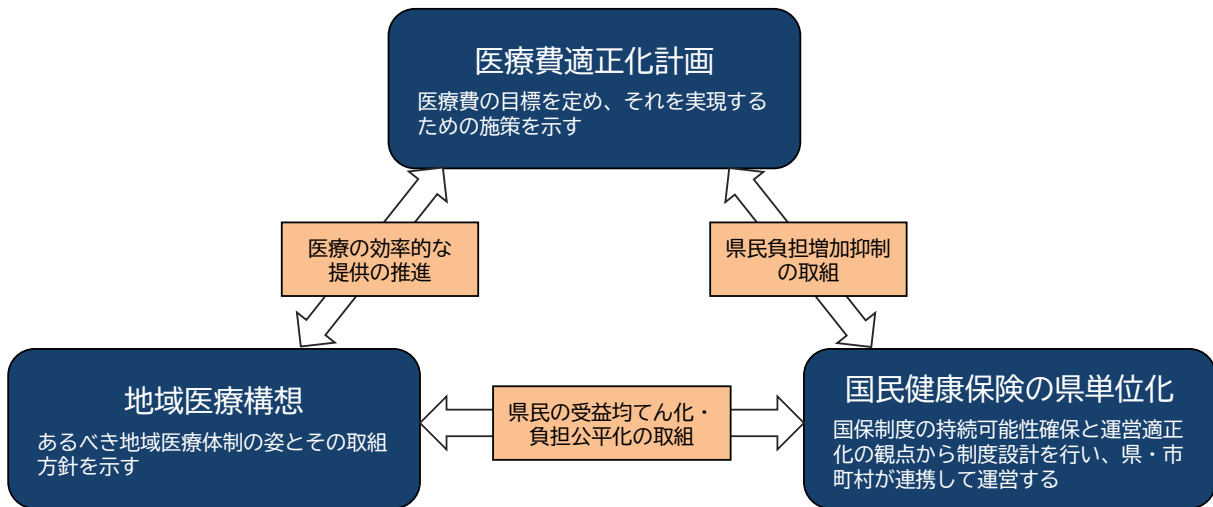
本県では、国保県単位化の深化を図り、県民負担の公平化を実現する「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一化が令和6年度に完成します。「第2期奈良県国民健康保険運営方針」に掲げるとおり、この統一保険料水準の前提となる医療費の将来の見通しについては、本計画の医療費目標の設定における医療費推計上の医療費の伸び率と整合を図っており、県民の保険料負担の増加を抑制する上で、本計画に基づく医療費適正化の取組は、国保の保険料設定にも関わる重要なものとなっています。

(2)「奈良県地域医療構想」の取組との調和

現在、取組を進めている「奈良県地域医療構想」(平成28年3月策定:目標年次2025年)では、「高齢化社会に対応した医療提供体制の構築」、「医療と介護、生活支援の融合」、「国民健康保険の県単位化を見据えた医療費適正化との一体的な取組」を目標に掲げています。

また、同構想においては、「医療需要の質と量に適合した効率的で質の高い医療提供体制の構築」を取組の基本的視点の一つに掲げ、医療ニーズにマッチする病院機能の分化・連携等を進めることとしており、本計画でも、これを目標達成のための重要な取組の一つに位置付けています。

■図表1 「国民健康保険の県単位化」及び「奈良県地域医療構想」の取組等との関係図



このように、県民の受益(医療提供)と負担(保険料負担)の均衡を図るよう、「医療費適正化、国保県単位化、地域医療構想」を県が総合的にマネジメントすることで、国民皆保険の持続可能性の向上を目指すものとします。

(3)その他の計画との調和

このほか、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を目的とした「奈良県保健医療計画」、高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県を目指す「奈良県 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」、誰もが生涯を通して健康で自分らしく心豊かに暮らすことで、健康寿命を男女とも日本一にすることを旨とする「なら健康長寿基本計画」、そのほか「奈良県食育推進計画」、「奈良県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」、「なら歯と口腔の健康づくり計画」、「奈良県がん対策推進計画」、「奈良県感染症予防計画」等の関連計画と調和のとれた計画内容としています。